

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和3年11月11日適当と決定した。

その関係書類を当該右欄に掲げる場所において令和3年11月26日から同年12月16日まで縦覧に供する。

令和3年11月19日

香川県知事 浜田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
香川町浅野土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 東又幹線1号地区	高松市創造都市推進局 産業経済部土地改良課
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 東又幹線2号地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 上万塚地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 安西荒地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 日うら地区	〃
高松市川添土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 川向3号地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 男井間8号堰地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 久保田地区	〃
高松市前田土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 中沖地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 川西地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 末峰地区	〃